【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月26日
【中間会計期間】	第126期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社宮崎太陽銀行
【英訳名】	The Miyazaki Taiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　黒　木　　浩
【本店の所在の場所】	宮崎市広島２丁目１番31号
【電話番号】	(代表)(0985)24-2111
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長　　椎　原　　聖
【最寄りの連絡場所】	宮崎市広島２丁目１番31号
【電話番号】	(代表)(0985)24-2111
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長　　椎　原　　聖
【縦覧に供する場所】	株式会社宮崎太陽銀行鹿児島支店 (鹿児島市加治屋町14番８号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神２丁目14番２号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自2024年 ４月１日 至2024年 ９月30日)	(自2025年 ４月１日 至2025年 ９月30日)	(自2026年 ４月１日 至2026年 ９月30日)	(自2024年 ４月１日 至2025年 ３月31日)	(自2025年 ４月１日 至2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	7,352	8,382	9,162	14,859	18,046
連結経常利益	百万円	1,235	924	1,349	1,887	2,590
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	869	597	864	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	―	―	―	1,332	1,480
連結中間包括利益	百万円	△346	2,830	1,459	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△1,550	3,619
連結純資産額	百万円	46,309	47,566	48,467	44,922	47,667
連結総資産額	百万円	821,917	824,596	835,215	814,723	832,270
１株当たり純資産額	円	7,309.64	7,537.08	8,318.18	7,041.93	7,875.53
１株当たり中間純利益金額	円	154.57	103.15	161.93	―	―
１株当たり当期純利益金額	円	―	―	―	232.19	261.51
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	円	89.30	59.84	116.75	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	円	―	―	―	134.99	190.16
自己資本比率	%	5.43	5.56	5.59	5.31	5.52
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	18,003	5,313	△851	8,596	7,635
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△2,022	△11,241	△2,144	△665	△5,461
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△185	△188	△660	△370	△873
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	83,295	68,945	72,707	75,061	76,363
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	613 〔136〕	600 〔136〕	572 〔127〕	590 〔137〕	570 〔132〕

(注) １．自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第124期中	第125期中	第126期中	第124期	第125期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	6,261	7,270	7,984	12,667	15,816
経常利益	百万円	1,166	867	1,302	1,767	2,457
中間純利益	百万円	862	592	864	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	1,320	1,469
資本金	百万円	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752
発行済株式総数	千株	普通株式 5,342 第１回Ｂ種優先株式 600	普通株式 5,342 第１回Ｂ種優先株式 600	普通株式 5,342 第１回Ｂ種優先株式 600	普通株式 5,342 第１回Ｂ種優先株式 600	普通株式 5,342 第１回Ｂ種優先株式 600
純資産額	百万円	43,370	44,604	44,916	41,928	44,026
総資産額	百万円	818,663	821,216	830,987	811,294	827,841
預金残高	百万円	765,985	767,207	776,181	762,338	774,984
貸出金残高	百万円	553,684	559,871	569,550	558,564	565,095
有価証券残高	百万円	165,931	176,099	172,333	161,752	170,040
１株当たり配当額	円	普通株式 25.00 第１回Ｂ種優先株式 87.50	普通株式 25.00 第１回Ｂ種優先株式 87.50	普通株式 25.00 第１回Ｂ種優先株式 87.50	普通株式 50.00 第１回Ｂ種優先株式 175.00	普通株式 50.00 第１回Ｂ種優先株式 175.00
自己資本比率	%	5.29	5.43	5.40	5.16	5.31
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	599 〔136〕	587 〔136〕	560 〔127〕	577 〔137〕	558 〔132〕

(注) 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」に関して、重要な変動はなく、新たな発生はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における国内経済につきましては、中東情勢や円安が逆風となっているものの、政府の物価高対策や代替調達の進展などが下支えとなり、緩やかに持ち直しております。個人消費は物価高を背景に家計の節約志向など、消費者マインドに弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しております。他方、企業部門では、投資意欲は良好なものの、設備や建設資材の上昇を受けて、設備投資は横ばいとなっております。外需についても日中関係の悪化によりインバウンド需要の増勢が鈍化しているものの、全体としては底堅く推移しております。海外経済におきましては、インフレ持続の背景として、企業投資の急拡大や資産効果を通じた消費押し上げによる需要が増加しております。各国の通商政策等の今後の展開や中東等を巡る地政学的な要因により、海外経済の不確実性が高まる可能性があります。

当行の営業管内につきましては、7月の熊本地震が観光・宿泊業をはじめその他にも影響を与えているものの、全体として回復の兆しが見られます。物価上昇が今後の消費活動を含め、景気回復に大きな影響をあたえるものと思われます。

このような経済環境の中で、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

(経営成績)

① 経常収益

株式等売却益の減少により、その他経常収益が減収となったものの、貸出金利息の増加を主因に資金運用収益が増収となったことから、前中間連結会計期間に比べ780百万円(9.3%)増収の9,162百万円となりました。

② 経常費用

与信費用の減少によりその他経常費用が減少したものの、預金利息の増加により資金調達費用が増加したことから、前中間連結会計期間に比べ355百万円(4.7%)増加の7,813百万円となりました。

③ 経常利益、親会社株主に帰属する中間純利益

上記の結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ424百万円(45.9%)増益の1,349百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ266百万円(44.6%)増益の864百万円となりました。

(財政状態)

① 預金

預金は、法人等預金の増加により、前連結会計年度末比12億円(0.1%)増加して、7,759億円となりました。

② 貸出金

貸出金は、前連結会計年度末比43億円(0.7%)増加して、5,652億円となりました。

③ 有価証券

有価証券は、地方債等の増加を主因に、前連結会計年度末比22億円(1.3%)増加して1,722億円となりました。

・セグメントの状況

①　銀行業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、7,984百万円となりました。一方、経常費用は6,681百万円となりました。この結果、経常利益は1,302百万円となりました。

②　リース・保証等事業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、1,321百万円となりました。一方、経常費用は1,275百万円となりました。この結果、経常利益は46百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比3,656百万円減少して、72,707百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金は増加したものの、貸出金が増加したことを主因に、851百万円の支出超となりました。前中間連結会計期間比では、6,165百万円の支出増となります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入を有価証券の取得による支出が上回ったことを主因に、2,144百万円の支出超となりました。前中間連結会計期間比では、9,097百万円の支出減となります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得を主因に、660百万円の支出超となりました。前中間連結会計期間比では、472百万円の支出増となります。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。また、事業上及び財務上の対処すべき課題についても、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の業務収支は、全体で5,411百万円となりました。その内訳は資金運用収支が5,563百万円、役務取引等収支が27百万円、その他業務収支が△179百万円となっております。

このうち主となる資金運用収支では、貸出金利息を中心とする資金運用収益は6,887百万円(うち国内業務部門6,844百万円)、預金利息を中心とする資金調達費用は1,324百万円(うち国内業務部門1,323百万円)となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,018	53	―	5,072
	当中間連結会計期間	5,520	42	―	5,563
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	5,693	66	△12	5,747
	当中間連結会計期間	6,844	65	△22	6,887
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	675	12	△12	675
	当中間連結会計期間	1,323	23	△22	1,324
役務取引等収支	前中間連結会計期間	△52	0	―	△51
	当中間連結会計期間	26	0	―	27
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	850	1	―	851
	当中間連結会計期間	930	1	―	932
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	903	0	―	903
	当中間連結会計期間	903	0	―	904
その他業務収支	前中間連結会計期間	25	0	―	26
	当中間連結会計期間	△180	1	―	△179
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,137	0	―	1,138
	当中間連結会計期間	1,236	1	―	1,237
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,112	―	―	1,112
	当中間連結会計期間	1,417	―	―	1,417

(注) 1　当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。
2　国内業務部門とは当行及び子会社の円建取引であります。
3　国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。
4　相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務を中心に932百万円となりました。

一方、役務取引等費用は保証業務を中心に904百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	850	1	―	851
	当中間連結会計期間	930	1	―	932
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	383	―	―	383
	当中間連結会計期間	434	―	―	434
うち為替業務	前中間連結会計期間	239	1	―	240
	当中間連結会計期間	237	1	―	238
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	139	―	―	139
	当中間連結会計期間	169	―	―	169
うち代理業務	前中間連結会計期間	52	―	―	52
	当中間連結会計期間	36	―	―	36
うち保証業務	前中間連結会計期間	1	―	―	1
	当中間連結会計期間	1	―	―	1
役務取引等費用	前中間連結会計期間	903	0	―	903
	当中間連結会計期間	903	0	―	904
うち為替業務	前中間連結会計期間	32	0	―	32
	当中間連結会計期間	33	0	―	33
うち保証業務	前中間連結会計期間	795	―	―	795
	当中間連結会計期間	792	―	―	792

(注) 1　当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。
2　国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。
3　国際業務部門とは当行の国際部門であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	766,709	249	―	766,958
	当中間連結会計期間	775,635	315	―	775,950
うち流動性預金	前中間連結会計期間	538,422	―	―	538,422
	当中間連結会計期間	510,300	―	―	510,300
うち定期性預金	前中間連結会計期間	223,648	―	―	223,648
	当中間連結会計期間	263,814	―	―	263,814
うちその他	前中間連結会計期間	4,638	249	―	4,887
	当中間連結会計期間	1,520	315	―	1,835
譲渡性預金	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	―	―	―	―
総合計	前中間連結会計期間	766,709	249	―	766,958
	当中間連結会計期間	775,635	315	―	775,950

(注) 1　当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。
2　国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。
3　国際業務部門とは当行の国際部門であります。
4　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
5　定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	555,567	100.00	565,248	100.00
製造業	23,598	4.25	22,713	4.02
農業，林業	7,377	1.33	6,995	1.24
漁業	873	0.16	876	0.15
鉱業，採石業，砂利採取業	239	0.04	189	0.03
建設業	31,437	5.66	31,432	5.56
電気・ガス・熱供給・水道業	21,026	3.78	18,670	3.30
情報通信業	2,380	0.43	3,465	0.61
運輸業，郵便業	15,959	2.87	15,131	2.68
卸売業，小売業	39,223	7.06	40,025	7.08
金融業，保険業	4,406	0.79	8,465	1.50
不動産業，物品賃貸業	113,046	20.35	115,412	20.42
各種サービス業	83,607	15.05	80,577	14.26
地方公共団体	61,598	11.09	68,096	12.05
その他	150,787	27.14	153,192	27.10
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	555,567	―	565,248	―

(注) 1　当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。
2　国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。
3　国際業務部門とは当行の国際部門であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１．連結自己資本比率(２／３)	8.81
２．連結における自己資本の額	378
３．リスク・アセットの額	4,294
４．連結総所要自己資本額	171

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１．自己資本比率(２／３)	8.86
２．単体における自己資本の額	376
３．リスク・アセットの額	4,245
４．単体総所要自己資本額	169

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25	25
危険債権	38	47
要管理債権	64	119
正常債権	5,477	5,513

３ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
Ｂ種優先株式	2,000,000
計	21,000,000

（注）計の欄には、定款で規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,342,444	5,342,444	福岡証券取引所	(注)１
第１回Ｂ種優先株式	600,000	600,000	非上場	(注)２
計	5,942,444	5,942,444	―	―

(注) １　権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。また、会社法第322条第２項の規定による定款の定めはありません。

２　単元株式数は、100株であり、議決権はありません。また、第１回Ｂ種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第２項の規定による定款の定めはありません。

(1) 第１回Ｂ種優先配当金

① 第１回Ｂ種優先配当金

当行は定款第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第１回Ｂ種優先株式を有する株主(以下「第１回Ｂ種優先株主」という。)または第１回Ｂ種優先株式の登録株式質権者(以下「第１回Ｂ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第１回Ｂ種優先株式１株につき、第１回Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、第１回Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に年率1.75%を乗じて算出した額の金銭(2022年３月31日を基準日とする剰余金の配当額は、年率1.75%に基づき払込期日(同日を含む。)から2022年３月31日(同日を含む。)までの間の日数につき１年を365日とする日割計算により算出される額とし、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り上げる。)(以下「第１回Ｂ種優先配当金」という。)の配当をする。また、当該基準日の属する事業年度において第１回Ｂ種優先株主または第１回Ｂ種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第１回Ｂ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第１回Ｂ種優先株主または第１回Ｂ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額が第１回Ｂ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第１回Ｂ種優先株主または第１回Ｂ種優先登録株式質権者に対しては、第１回Ｂ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第１回Ｂ種優先中間配当金

当行は、定款第36条に定める中間配当をするときには、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第１回Ｂ種優先株主または第１回Ｂ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第１回Ｂ種優先株式１株につき、第１回Ｂ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭(以下「第１回Ｂ種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第１回Ｂ種優先株主または第１回Ｂ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第１回Ｂ種優先株式１株につき、第１回Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、第１回Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過第１回Ｂ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第１回Ｂ種優先株主または第１回Ｂ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第１回Ｂ種優先配当金相当額

第１回Ｂ種優先株式１株当たりの経過第１回Ｂ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第１回Ｂ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第１回Ｂ種優先株主または第１回Ｂ種優先登録株式質権者に対して第１回Ｂ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第１回Ｂ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(5) 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においても、第１回Ｂ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当行は、2029年４月１日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第１回Ｂ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第１回Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第１回Ｂ種優先株主に対して交付するものとする。なお、第１回Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第１回Ｂ種優先株式の取得と引換えに、第１回Ｂ種優先株式１株につき、第１回Ｂ種優先株式の払込金額相当額(ただし、第１回Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第１回Ｂ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過第１回Ｂ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第１回Ｂ種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2032年４月１日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日に残存する第１回Ｂ種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第１回Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに、第１回Ｂ種優先株主に対し、その有する第１回Ｂ種優先株式数に第１回Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、第１回Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第１回Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」という。)における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が475円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、下記③による調整を受ける。)とする。

③ 下限取得価額の調整

イ．第１回Ｂ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式} + \text{交付普通株式数}}$$

(ⅰ) 下限取得価額調整式に使用する時価(下記ハ．(ⅰ)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額を

もって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)
調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ⅱ) 株式の分割をする場合
調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(ⅲ) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ．に定義する。以下、本(ⅲ)、下記(ⅳ)および(ⅴ)並びに下記ハ．(ⅳ)において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ⅳ) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

(ⅴ) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)または(ⅳ)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ．に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅴ)による調整は行わない。

(ⅵ) 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(ⅰ)ないし(ⅵ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ．

(ⅰ) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日まで(当該適用する日の前日を含む。)の直近５連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該適用する日の前日が取引日ではない場合は、当該適用する日の前日の直前の取引日までの５連続取引日とする。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本③に準じて調整する。

(ⅱ) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(ⅲ) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ．(ⅰ)ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ．お

よびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ．(ⅰ)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は０円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ．(ⅱ)および(vi)の場合には０円、上記イ．(iii)ないし(ⅴ)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。

ニ．上記イ．(iii)ないし(ⅴ)および上記ハ．(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．(ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．(ⅰ)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(ⅰ)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．下限取得価額調整式により算出された上記イ．第２文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。)を使用する。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第１回Ｂ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第１回Ｂ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 譲渡制限

第１回Ｂ種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	―	5,942	―	8,752	―	7,344

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社宮崎銀行	宮崎市橘通東４丁目３番５号	538	9.80
宮崎太陽銀行従業員持株会	宮崎市広島２丁目１番31号	266	4.85
株式会社大成住宅	宮崎市宮田町２番25号	167	3.04
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名２丁目12番１号	149	2.72
九州総合信用株式会社	福岡市博多区博多駅東１丁目10番26号	132	2.40
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町１番１号	130	2.38
株式会社豊和銀行	大分市王子中町４番10号	127	2.31
株式会社児湯食鳥	児湯郡川南町川南21622番地１	126	2.29
だいわ株式会社	大阪市天王寺区小橋町３番13号	125	2.27
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神２丁目13番１号	122	2.22
計	―	1,885	34.34

② 所有議決権数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社宮崎銀行	宮崎市橘通東４丁目３番５号	4,384	9.02
宮崎太陽銀行従業員持株会	宮崎市広島２丁目１番31号	2,666	5.48
株式会社大成住宅	宮崎市宮田町２番25号	1,672	3.44
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名２丁目12番１号	1,398	2.87
だいわ株式会社	大阪市天王寺区小橋町３番13号	1,250	2.57
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神２丁目13番１号	1,224	2.51
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町１番１号	1,208	2.48
九州総合信用株式会社	福岡市博多区博多駅東１丁目10番26号	1,171	2.41
株式会社豊和銀行	大分市王子中町４番10号	1,170	2.40
株式会社児湯食鳥	児湯郡川南町川南21622番地１	761	1.56
計	―	16,904	34.78

(注)　上記① 所有株式数別に記載している株式会社宮崎銀行所有のうち100千株、株式会社児湯食鳥のうち50千株、九州総合信用株式会社のうち15千株、株式会社福岡中央銀行、株式会社南日本銀行及び株式会社豊和銀行所有のうち10千株は、第１回Ｂ種優先株式であり、議決権を有しておりません。なお、第１回Ｂ種優先株式の内容については、「１　株式等の状況(1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第１回Ｂ種優先株式 600,000	―	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式　452,800	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,858,900	48,589	―
単元未満株式	普通株式　30,744	―	一単元(100株)未満の株式(注) 2
発行済株式総数	5,942,444	―	―
総株主の議決権	―	48,589	―

(注) 1　第１回Ｂ種優先株式の内容については「1　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式」に記載しております。

2　「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式86株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島２丁目１番31号	452,800	―	452,800	7.61
計	―	452,800	―	452,800	7.61

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１　当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 76,574	※4 72,931
有価証券	※1,※2,※4 169,991	※1,※2,※4 172,283
貸出金	※2,※3,※4,※5 560,905	※2,※3,※4,※5 565,248
外国為替	※2 493	※2 250
リース債権及びリース投資資産	5,064	5,086
その他資産	※2,※4 2,152	※2,※4 2,471
有形固定資産	※6,※7 13,269	※6,※7 13,281
無形固定資産	185	214
退職給付に係る資産	6,503	6,568
繰延税金資産	13	14
支払承諾見返	※2 351	※2 340
貸倒引当金	△3,236	△3,474
資産の部合計	832,270	835,215
負債の部		
預金	※4 774,727	※4 775,950
その他負債	6,366	6,833
退職給付に係る負債	5	5
睡眠預金払戻損失引当金	214	204
偶発損失引当金	94	114
繰延税金負債	2,021	2,476
再評価に係る繰延税金負債	※6 822	※6 822
支払承諾	351	340
負債の部合計	784,603	786,748
純資産の部		
資本金	8,752	8,752
資本剰余金	7,411	7,411
利益剰余金	23,449	24,132
自己株式	△669	△1,149
株主資本合計	38,943	39,147
その他有価証券評価差額金	4,013	4,698
土地再評価差額金	※6 1,259	※6 1,261
退職給付に係る調整累計額	1,731	1,612
その他の包括利益累計額合計	7,003	7,572
非支配株主持分	1,720	1,747
純資産の部合計	47,667	48,467
負債及び純資産の部合計	832,270	835,215

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
経常収益	8,382	9,162
資金運用収益	5,747	6,887
（うち貸出金利息）	4,622	5,250
（うち有価証券利息配当金）	959	1,341
役務取引等収益	851	932
その他業務収益	1,138	1,237
その他経常収益	※1　644	※1　104
経常費用	7,457	7,813
資金調達費用	675	1,324
（うち預金利息）	675	1,324
役務取引等費用	903	904
その他業務費用	1,112	1,417
営業経費	※2　4,058	※2　3,885
その他経常費用	※3　707	※3　281
経常利益	924	1,349
特別利益	―	0
固定資産処分益	―	0
特別損失	5	0
固定資産処分損	5	0
税金等調整前中間純利益	918	1,349
法人税、住民税及び事業税	332	261
法人税等調整額	△43	195
法人税等合計	289	456
中間純利益	628	892
非支配株主に帰属する中間純利益	31	28
親会社株主に帰属する中間純利益	597	864

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	628	892
その他の包括利益	2,202	566
その他有価証券評価差額金	2,267	685
退職給付に係る調整額	△65	△118
中間包括利益	2,830	1,459
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	2,799	1,431
非支配株主に係る中間包括利益	31	28

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,752	7,411	22,344	△165	38,342
当中間期変動額					
剰余金の配当			△184		△184
親会社株主に帰属する中間純利益			597		597
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△6		△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			406	△0	406
当中間期末残高	8,752	7,411	22,750	△166	38,749

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,511	1,253	1,167	4,932	1,646	44,922
当中間期変動額						
剰余金の配当						△184
親会社株主に帰属する中間純利益						597
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,267	6	△65	2,208	29	2,238
当中間期変動額合計	2,267	6	△65	2,208	29	2,644
当中間期末残高	4,779	1,259	1,102	7,140	1,676	47,566

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,752	7,411	23,449	△669	38,943
当中間期変動額					
剰余金の配当			△179		△179
親会社株主に帰属する中間純利益			864		864
自己株式の取得				△479	△479
土地再評価差額金の取崩			△1		△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			683	△479	203
当中間期末残高	8,752	7,411	24,132	△1,149	39,147

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,013	1,259	1,731	7,003	1,720	47,667
当中間期変動額						
剰余金の配当						△179
親会社株主に帰属する中間純利益						864
自己株式の取得						△479
土地再評価差額金の取崩						△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	685	1	△118	568	26	595
当中間期変動額合計	685	1	△118	568	26	799
当中間期末残高	4,698	1,261	1,612	7,572	1,747	48,467

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	918	1,349
減価償却費	281	256
貸倒引当金の増減（△）	△2	238
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△128	△65
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	0	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△16	△9
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	22	19
資金運用収益	△5,747	△6,887
資金調達費用	675	1,324
有価証券関係損益（△）	△439	331
為替差損益（△は益）	△0	△1
固定資産処分損益（△は益）	5	△0
貸出金の純増（△）減	△1,398	△4,342
預金の純増減（△）	4,857	1,223
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	5	△12
外国為替（資産）の純増（△）減	22	243
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	164	△21
資金運用による収入	5,815	6,920
資金調達による支出	△499	△1,069
その他	1,116	520
小計	5,652	18
法人税等の支払額	△338	△870
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,313	△851
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△20,124	△12,254
有価証券の売却による収入	2,146	3,868
有価証券の償還による収入	7,190	6,580
有形固定資産の取得による支出	△379	△244
無形固定資産の取得による支出	△78	△102
有形固定資産の売却による収入	4	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,241	△2,144
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△186	△179
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△479
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△188	△660
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△6,115	△3,656
現金及び現金同等物の期首残高	75,061	76,363
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　68,945	※1　72,707

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　2社

㈱宮崎太陽リース

㈱宮崎太陽キャピタル

(2) 非連結子会社

みやざき未来応援２号ファンド投資事業有限責任組合

みやざき未来応援３号ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

みやざき未来応援２号ファンド投資事業有限責任組合

みやざき未来応援３号ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3　連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　２社

4　会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

その他：５年～６年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②　無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,507百万円(前連結会計年度末は3,842百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9)リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が2008年４月１日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(10)重要な収益及び費用の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※１　非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
出資金	750百万円	740百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,497百万円	2,492百万円
危険債権額	4,582百万円	4,652百万円
三月以上延滞債権額	― 百万円	― 百万円
貸出条件緩和債権額	11,165百万円	11,893百万円
合計額	18,245百万円	19,037百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
250百万円	116百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	20,038百万円	15,197百万円
貸出金	14,696百万円	13,963百万円
計	34,734百万円	29,160百万円
担保資産に対応する債務		
預金	257百万円	272百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
預け金	0百万円	0百万円
有価証券	4,888百万円	4,869百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
保証金	101百万円	101百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	41,427百万円	44,125百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	41,395百万円	44,114百万円
うち契約残存期間が１年超のもの	32百万円	11百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
2,309百万円	2,308百万円

※７　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	9,365百万円	9,225百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
株式等売却益	606百万円	82百万円

※２　営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
給料・手当	1,927百万円	1,917百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	573百万円	125百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,342	―	―	5,342	
第１回Ｂ種優先株式	600	―	―	600	
合計	5,942	―	―	5,942	
自己株式					
普通株式	56	0	―	56	(注)
合計	56	0	―	56	

(注)　普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年６月26日 定時株主総会	普通株式	132	25.00	2025年３月31日	2025年６月27日
2025年６月26日 定時株主総会	第１回Ｂ種 優先株式	52	87.50	2025年３月31日	2025年６月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	132	利益剰余金	25.00	2025年９月30日	2025年12月１日
	第１回Ｂ種 優先株式	52	利益剰余金	87.50	2025年９月30日	2025年12月１日

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,342	―	―	5,342	
第１回Ｂ種優先株式	600	―	―	600	
合計	5,942	―	―	5,942	
自己株式					
普通株式	276	176	―	453	(注)
合計	276	176	―	453	

(注)　普通株式の自己株式の増加は、2026年８月18日の取締役会決議による自己株式の取得176千株及び単元未満株式の買取り０千株によるものであります。

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月25日定時株主総会	普通株式	126	25.00	2026年３月31日	2026年６月26日
2026年６月25日定時株主総会	第１回Ｂ種優先株式	52	87.50	2026年３月31日	2026年６月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月10日取締役会	普通株式	122	利益剰余金	25.00	2026年９月30日	2026年12月１日
	第１回Ｂ種優先株式	52	利益剰余金	87.50	2026年９月30日	2026年12月１日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
現金預け金勘定	69,068百万円	72,931百万円
預け金(日銀預け金を除く)	△122百万円	△224百万円
現金及び現金同等物	68,945百万円	72,707百万円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借手側）

該当事項はありません。

（貸手側）

(単位：百万円)

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
リース料債権部分の金額	5,592	5,632
見積残存価額部分の金額	2	3
受取利息相当額	530	548

リース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年以内	1,867	1,925
１年超２年以内	1,504	1,479
２年超３年以内	1,098	1,098
３年超４年以内	671	674
４年超５年以内	305	298
５年超	122	121

(金融商品関係)

１　金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注１)参照)。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	500	376	△123
その他有価証券(＊１)	167,156	167,156	―
(2) 貸出金	560,905		
貸倒引当金(＊２)	△2,842		
	558,063	552,191	△5,872
(3) リース債権及びリース投資資産	5,064	5,354	289
資産計	730,785	725,077	△5,707
(1) 預金	774,727	775,287	560
負債計	774,727	775,287	560
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

（＊１）　その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券(＊１)			
満期保有目的の債券	500	344	△155
その他有価証券	169,484	169,484	
(2) 貸出金	565,248		
貸倒引当金(＊２)	△3,092		
	562,155	552,949	△9,205
(3) リース債権及びリース投資資産	5,086	5,336	250
資産計	737,225	728,115	△9,110
(1) 預金	775,950	776,711	761
負債計	775,950	776,711	761
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

（＊１）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１） 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
① 非上場株式(＊１)(＊２)	1,323	1,308
② 組合出資金(＊３)	1,011	990
合計	2,334	2,298

（＊１） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊２） 前連結会計年度における非上場株式の減損処理はありません。当中間連結会計期間における非上場株式の減損処理額は、15百万円であります。
（＊３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券	53,466	112,483	―	165,950
国債	26,935	―	―	26,935
地方債	―	35,243	―	35,243
社債	―	55,700	―	55,700
株式	20,225	271	―	20,496
外国証券	―	12,759	―	12,759
その他	6,306	8,507	―	14,814
合計	53,466	112,483	―	165,950

（＊）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,206百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額をなお時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額をなお時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益の計上額のうち期末に保有する投資信託の評価損益の結照表計上額と連結貸借対照表計上額との間の差額
	損益に計上	その他の包括利益に計上(＊1)					
1,185	―	21	△0	―	―	1,206	―

(＊1)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券	55,694	112,564	―	168,259
国債	27,274	―	―	27,274
地方債	―	42,264	―	42,264
社債	―	52,261	―	52,261
株式	22,532	281	―	22,813
外国証券	―	11,827	―	11,827
その他	5,887	5,929	―	11,816
合計	55,694	112,564	―	168,259

（＊）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1,225百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額をなお時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額をなお時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益の計上額のうち期末に保有する投資信託の評価損益の結照表計上額と連結貸借対照表計上額との間の差額
	損益に計上	その他の包括利益に計上(＊1)					
1,206	―	18	△0	―	―	1,225	―

(＊1)中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	―	376	―	376
外国証券	―	376	―	376
貸出金	―	―	552,191	552,191
リース債権及びリース投資資産	―	―	5,354	5,354
資産計	―	376	557,545	557,921
預金	―	775,287	―	775,287
負債計	―	775,287	―	775,287

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	―	344	―	344
外国証券	―	344	―	344
貸出金	―	―	552,949	552,949
リース債権及びリース投資資産	―	―	5,336	5,336
資産計	―	344	558,285	558,630
預金	―	776,711	―	776,711
負債計	―	776,711	―	776,711

(注１)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル３に分類しております。

(3) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、各リース債権及びリース投資資産の元利金キャッシュ・フローを一定の期間ごとにまとめ、その期間ごとのキャッシュ・フロー額を、当該期間のリスク・フリー・レートに貸倒実績率に基づいた信用リスク要因を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(３ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

※１　中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」を記載しております。

※２　「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１　満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	―	―	―
	外国証券	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	―	―	―
	外国証券	500	376	△123
	小計	500	376	△123
合計		500	376	△123

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	―	―	―
	外国証券	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	―	―	―
	外国証券	500	344	△155
	小計	500	344	△155
合計		500	344	△155

2　その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,266	5,259	14,007
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	外国証券	―	―	―
	その他	10,053	8,140	1,913
	小計	29,320	13,399	15,920
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,229	1,380	△150
	債券	117,879	126,722	△8,842
	国債	26,935	29,230	△2,295
	地方債	35,243	37,271	△2,027
	社債	55,700	60,219	△4,519
	外国証券	12,759	13,098	△338
	その他	5,966	6,786	△819
	小計	137,836	147,987	△10,150
合計		167,156	161,386	5,769

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,388	5,413	16,974
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	外国証券	―	―	―
	その他	7,090	5,643	1,447
	小計	29,478	11,056	18,422
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	425	475	△50
	債券	121,800	132,375	△10,574
	国債	27,274	30,062	△2,787
	地方債	42,264	44,838	△2,573
	社債	52,261	57,475	△5,213
	外国証券	11,827	12,198	△371
	その他	5,951	6,612	△661
	小計	140,005	151,662	△11,657
合計		169,484	162,719	6,765

3　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	5,769
その他有価証券	5,769
その他の金銭の信託	―
(△)繰延税金負債	1,756
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,013
(△)非支配株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	4,013

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	6,765
その他有価証券	6,765
その他の金銭の信託	―
(△)繰延税金負債	2,066
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,698
(△)非支配株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	4,698

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
期首残高	9百万円	9百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―百万円	―百万円
時の経過による調整額	―百万円	―百万円
資産除去債務の履行による減少額	―百万円	―百万円
期末残高	9百万円	9百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他（注）	合計
	銀行業	リース・保証等事業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	374	—	374	—	374
為替業務	240	—	240	—	240
証券関係業務	139	—	139	—	139
代理業務	52	—	52	—	52
保証業務	0	1	1	—	1
その他	34	—	34	—	34
その他経常収益					
その他	21	—	21	—	21
顧客との契約から生じる経常収益	863	1	864	—	864
上記以外の経常収益	6,375	1,131	7,506	11	7,517
外部顧客に対する経常収益	7,238	1,132	8,370	11	8,382

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業であります。

当中間連結会計期間（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他（注）	合計
	銀行業	リース・保証等事業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	427	—	427	—	427
為替業務	238	—	238	—	238
証券関係業務	169	—	169	—	169
代理業務	36	—	36	—	36
保証業務	0	1	1	—	1
その他	51	—	51	—	51
その他経常収益					
その他	22	—	22	—	22
顧客との契約から生じる経常収益	945	1	946	—	946
上記以外の経常収益	6,994	1,209	8,204	11	8,215
外部顧客に対する経常収益	7,940	1,210	9,151	11	9,162

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心にリース・保証等事業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しており、「銀行業」、「リース・保証等事業」を報告セグメントとしております。

2　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

また、セグメント内の内部経常収益は、一般的な取引と同様の取引条件に基づいております。

3　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース・保証等事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,238	1,132	8,370	11	8,382	―	8,382
セグメント間の内部経常収益	31	138	170	0	171	△171	―
計	7,270	1,271	8,541	11	8,553	△171	8,382
セグメント利益	867	51	919	2	922	2	924
セグメント資産	821,216	6,434	827,651	155	827,806	△3,209	824,596
セグメント負債	776,612	4,587	781,200	2	781,202	△4,172	777,029
その他の項目							
減価償却費	254	3	257	0	257	23	281
資金運用収益	5,771	3	5,775	0	5,775	△27	5,747
資金調達費用	675	26	702	―	702	△27	675
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,018	17	1,035	―	1,035	―	1,035

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、主にベンチャーキャピタル事業であります。

3　調整額は、セグメント間取引消去であります。

4　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース・保証等事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,940	1,210	9,151	11	9,162	―	9,162
セグメント間の内部経常収益	43	110	154	0	154	△154	―
計	7,984	1,321	9,305	11	9,317	△154	9,162
セグメント利益	1,302	46	1,348	2	1,351	△1	1,349
セグメント資産	830,987	6,538	837,525	162	837,688	△2,473	835,215
セグメント負債	786,070	4,610	790,681	4	790,686	△3,937	786,748
その他の項目							
減価償却費	224	3	228	0	228	27	256
資金運用収益	6,922	4	6,926	0	6,926	△39	6,887
資金調達費用	1,324	38	1,363	―	1,363	△38	1,324
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	342	4	347	―	347	―	347

(注) １　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
２　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、主にベンチャーキャピタル事業であります。
３　調整額は、セグメント間取引消去であります。
４　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,622	1,566	1,132	1,060	8,382

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益のみでありますので、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	5,250	1,444	1,210	1,256	9,162

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益のみでありますので、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額	7,875円 53銭	8,318円 18銭

(注) １株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部の合計額	百万円	47,667	48,467
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	7,772	7,799
うち優先株式	百万円	6,000	6,000
うち優先株式に係る配当額	百万円	52	52
うち非支配株主持分	百万円	1,720	1,747
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	39,894	40,667
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	5,065	4,888

２　１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益金額	円	103.15	161.93
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	597	864
普通株主に帰属しない金額	百万円	52	52
うち中間優先配当額	百万円	52	52
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	545	812
普通株式の期中平均株式数	千株	5,285	5,015
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	円	59.84	116.75
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	52	52
うち優先株式に係る金額	百万円	52	52
普通株式増加数	千株	4,702	2,390
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 76,568	※4 72,927
有価証券	※1,※2,※4 170,040	※1,※2,※4 172,333
貸出金	※2,※3,※4,※5 565,095	※2,※3,※4,※5 569,550
外国為替	※2 493	※2 250
その他資産	※2,※4 1,269	※2,※4 1,513
有形固定資産	13,075	13,093
無形固定資産	172	198
前払年金費用	3,981	4,218
支払承諾見返	※2 351	※2 340
貸倒引当金	△3,207	△3,437
資産の部合計	827,841	830,987
負債の部		
預金	※4 774,984	※4 776,181
その他負債	6,167	6,720
未払法人税等	780	159
その他の負債	5,205	6,368
リース債務	171	183
資産除去債務	9	9
睡眠預金払戻損失引当金	214	204
偶発損失引当金	94	114
繰延税金負債	1,179	1,686
再評価に係る繰延税金負債	822	822
支払承諾	351	340
負債の部合計	783,815	786,070
純資産の部		
資本金	8,752	8,752
資本剰余金	7,344	7,344
資本準備金	7,344	7,344
利益剰余金	23,324	24,007
利益準備金	1,336	1,372
その他利益剰余金	21,987	22,634
繰越利益剰余金	21,987	22,634
自己株式	△667	△1,147
株主資本合計	38,754	38,957
その他有価証券評価差額金	4,013	4,698
土地再評価差額金	1,259	1,261
評価・換算差額等合計	5,272	5,959
純資産の部合計	44,026	44,916
負債及び純資産の部合計	827,841	830,987

(2)【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
経常収益	7,270	7,984
資金運用収益	5,771	6,922
（うち貸出金利息）	4,649	5,289
（うち有価証券利息配当金）	956	1,337
役務取引等収益	852	933
その他業務収益	1	21
その他経常収益	※1　645	※1　106
経常費用	6,402	6,681
資金調達費用	675	1,324
（うち預金利息）	675	1,324
役務取引等費用	904	905
その他業務費用	84	330
営業経費	※2　4,020	※2　3,847
その他経常費用	※3　717	※3　273
経常利益	867	1,302
特別利益	―	0
特別損失	5	0
税引前中間純利益	862	1,302
法人税、住民税及び事業税	313	244
法人税等調整額	△43	194
法人税等合計	269	438
中間純利益	592	864

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,752	7,344	7,344	1,262	20,967	22,229
当中間期変動額						
利益準備金の積立				36	△36	―
剰余金の配当					△184	△184
中間純利益					592	592
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					△6	△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計				36	364	401
当中間期末残高	8,752	7,344	7,344	1,299	21,331	22,631

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△163	38,163	2,511	1,253	3,764	41,928
当中間期変動額						
利益準備金の積立		―				―
剰余金の配当		△184				△184
中間純利益		592				592
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△6				△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			2,267	6	2,274	2,274
当中間期変動額合計	△0	401	2,267	6	2,274	2,675
当中間期末残高	△163	38,565	4,779	1,259	6,038	44,604

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,752	7,344	7,344	1,336	21,987	23,324
当中間期変動額						
利益準備金の積立				35	△35	―
剰余金の配当					△179	△179
中間純利益					864	864
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					△1	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計				35	647	682
当中間期末残高	8,752	7,344	7,344	1,372	22,634	24,007

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△667	38,754	4,013	1,259	5,272	44,026
当中間期変動額						
利益準備金の積立		―				―
剰余金の配当		△179				△179
中間純利益		864				864
自己株式の取得	△479	△479				△479
土地再評価差額金の取崩		△1				△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			685	1	687	687
当中間期変動額合計	△479	203	685	1	687	890
当中間期末残高	△1,147	38,957	4,698	1,261	5,959	44,916

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　５年～６年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,507百万円(前事業年度末は3,842百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

5　収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7　リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年４月１日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※１　関係会社の株式又は出資額総額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
株式	66百万円	66百万円
出資金	742百万円	733百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,497百万円	2,492百万円
危険債権額	4,582百万円	4,652百万円
三月以上延滞債権額	― 百万円	― 百万円
貸出条件緩和債権額	11,165百万円	11,893百万円
合計額	18,245百万円	19,037百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
250百万円	116百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	20,038百万円	15,197百万円
貸出金	14,696百万円	13,963百万円
計	34,734百万円	29,160百万円
担保資産に対応する債務		
預金	257百万円	272百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
預け金	0百万円	0百万円
有価証券	4,888百万円	4,869百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
保証金	101百万円	101百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	42,437百万円	45,023百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	42,405百万円	45,012百万円
うち契約残存期間が1年超のもの	32百万円	11百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(中間損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
株式等売却益	606百万円	82百万円

※２　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
有形固定資産	219百万円	194百万円
無形固定資産	34百万円	30百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	583百万円	117百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
子会社株式及び出資金	808	799
関連会社株式	―	―
合計	808	799

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４ 【その他】

中間配当

2026年11月10日開催の取締役会において、第126期の中間配当につき次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)
普通株式	122	25.00
第１回Ｂ種優先株式	52	87.50

重要な訴訟事件等

当行がＡ社との間で締結した、初期導入期間のITサービスマネジメント契約に基づく使用許諾料の支払を求められていた裁判で、東京地方裁判所において当方の主張が認められず、仮執行宣言付認容判決がなされたため、当行は同社に令和８年９月７日、遅延損害金を含めて合計86,307,506円を仮払済であり、現在、東京高等裁判所に係属中であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月25日

株式会社宮崎太陽銀行
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　川　　宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　園　龍　也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月25日

株式会社宮崎太陽銀行
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　川　　宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　園　　龍　也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第126期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評

価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。